

「危険な空き家」

！ 放置していませんか？

外壁や屋根が著しく壊れている、瓦が落下している、柱が腐っているなど危険な空き家の解体を促進するため、所有者に対する補助制度や固定資産税の取り扱いについて制度を見直しました。

問い合わせ 建築住宅課 ☎24・8106

4月から

その1

老朽危険空き家解体補助事業

【助成額】5,000円/㎡(上限50万円)

※補助対象となる危険な空き家の基準を引き下げ

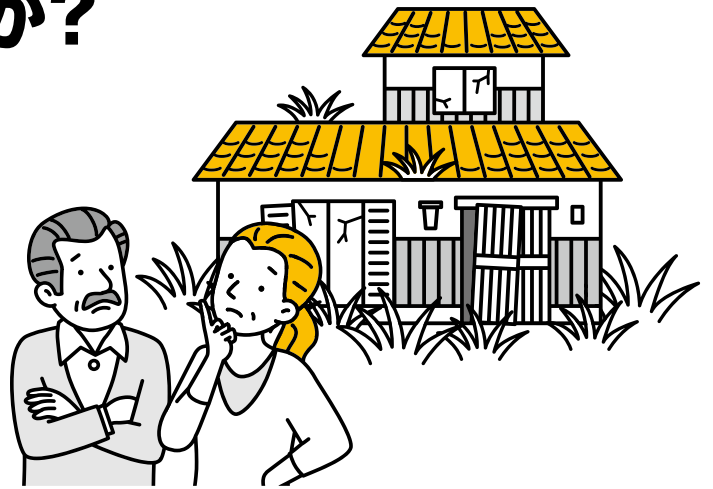
その2

解体後の固定資産税の減免

空き家の解体後、住宅用地特例の解除に伴い増加する土地の固定資産税について、減免する制度ができました。

【減免期間】最大3年間

【減免額】住宅用地特例が解除された場合と適用された場合の差額



事前に

必ず相談して
ください

制度の対象となるかは、解体前に危険度判定や認定を受ける必要があります。

行政手続きのお知らせ

問い合わせ 市民課 ☎24・8064

マイナンバーカード 関連業務の休止について

メンテナンス作業のため、以下の日時・場所でマイナンバー関連業務を休止します。カードの交付、電子証明書の更新などの手続きができなくなるので、ご注意ください。

- 5月7日(木) 13時～8日(金) 12時
イオンモール新小松内郵便局、
小松今江郵便局
- 5月8日(金) 9時～12時
南支所、駅前行政サービスセンター

6月30日(火)で 行政連絡所を廃止します

利用者数の減少に伴い、申請書類などを取り次ぐ行政連絡所を廃止します。今後は、コンビニ交付やこまつ電子申請サービス、本庁や南支所、駅前行政サービスセンターの窓口をご利用ください。

●廃止となる行政連絡所

市民センター、第一地区コミュニティセンター、宮本三郎ふるさと館、JA小松市松東支店、那谷町会館、市内13郵便局(小松、安宅、国府、小松軽海、小松今江、小松本江、御幸、月津、金野、那谷、イオンモール新小松内、小松長田、粟津)